



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年4月22日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年4月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 スポーツコミュニティ軽井沢クラブ

3 代表者の氏名

長岡秀秋

4 主たる事務所の所在地

北佐久郡軽井沢町大字追分703番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、軽井沢町民及びこのクラブの趣旨に賛同する者に対して、気楽に複数のスポーツを継続的に楽しめる場を提供すると共に、指導者を育成し、個々のニーズに応じた的確な指導が出来る体制を整え、スポーツ選手と交流する機会を設け、地域住民のスポーツへの生涯参加と、スポーツだけでなく文化的な面からも青少年の健全な育成を図り、スポーツの振興と振興とコミュニティの活性化並びに社会の公益に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年4月22日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルビア

茅野市ちの字大年南3502-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

茅野市

茅野市塚原2-6-1

ほか31名（届出書に添付された一覧表のとおり）

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者の氏名(法人の場合)	住所
茅野市	市長 矢崎和広	茅野市塚原2-6-1
(株)岡島	代表取締役 岡島 哲之助	山梨県甲府市丸の内1-21-15
諏訪バス(株)	代表取締役 瀧澤 徹	諏訪市赤羽根3-22
(有)大社煎餅	代表取締役 佐々木 文 男	諏訪市諏訪1-6-1
東城 勇		諏訪市諏訪1-5-24
東城 清子		諏訪市諏訪1-5-24
五味 ユキ		茅野市城山5-1
柳澤 芳幸		茅野市仲町4-1
五味 富士子		茅野市宮川5704-1
(株)マルキ正札屋	代表取締役 柿澤 照紀	茅野市ちの3043-1
矢島 建紀		茅野市ちの3391
矢島 たみ		茅野市ちの3391
(有)金子靴鞆店	代表取締役 金子 保弘	茅野市ちの3045

(有)白鳥ドライクリーニング工場	代表取締役 若御子 邦 昌	茅野市ちの583
(株)ゼーブル	代表取締役 藤 森 郁 芳	茅野市ちの3502-1
藤 森 みよ子		茅野市玉川1695-1
(有)シナノヤ	代表取締役 牛 山 修 一	茅野市ちの3550-29
窪 田 辰 夫		茅野市塚原1-3-3
永 井 儀 友		茅野市宮川4533-3
中 村 英 明		茅野市玉川4385-26
(有)モン蓼科	代表取締役 伊 藤 宗 和	茅野市ちの3505
矢 崎 和 廣		茅野市仲町14-35
高 山 武		茅野市ちの2952-1
丸 茂 和 恵		茅野市豊平2443-3
(有)ソルシェールアキコ	取締役 両 角 明 子	茅野市ちの3502-1
(有)小川写真館	取締役 小 川 清	茅野市ちの3546
辰 野 快		茅野市塚原1-3-22
竹 村 満		静岡県富士市鈴川中町15-31
マルジュウ物産(株)	代表取締役 上 條 友 弘	茅野市本町西15-36
上 田 芳 晴		茅野市玉川4143-5
永 田 博		茅野市塚原2-5-5
中 込 晴 夫		茅野市仲町15-1
中 込 黎 子		茅野市仲町15-1
伊 藤 武三郎		茅野市塚原1-8-3
小 川 清		茅野市塚原1-8-41
原 ツネ子		茅野市ちの967-24

(変更後)

氏 名 (名 称)	代表者の氏名 (法人の場合)	住 所
茅 野 市	市長 矢 崎 和 広	茅野市塚原2-6-1
諏訪バス(株)	代表取締役 瀧 澤 徹	諏訪市赤羽根3-22
(有)大社煎餅	代表取締役 佐々木 文 男	諏訪市諏訪1-6-1
東 城 勇		諏訪市諏訪1-5-24
東 城 清 子		諏訪市諏訪1-5-24
五 味 ユ キ		茅野市城山5-1
柳 澤 嘉 子		茅野市仲町4-1
五 味 壽 一		茅野市宮川5704-1
(株)マルキ正札屋	代表取締役 柿 澤 照 紀	茅野市ちの3043-1
矢 島 建 紀		茅野市ちの3391
矢 島 た み		茅野市ちの3391
(有)金子靴鞆店	代表取締役 金 子 保 弘	茅野市ちの3045

(有)白鳥ドライクリーニング工場	代表取締役 若御子 邦 昌	茅野市ちの583
(有)シナノヤ	代表取締役 牛 山 修 一	茅野市ちの3550-1
窪 田 寿美夫		茅野市塚原1-3-3
永 井 儀 友		茅野市宮川4533-3
中 村 英 明		茅野市玉川4385-26
(有)モン蓼科	代表取締役 伊 藤 宗 和	茅野市ちの3505
矢 崎 和 廣		茅野市仲町14-35
高 山 武		茅野市ちの2952-1
丸 茂 和 恵		茅野市豊平2443-3
(有)ソルシェールアキコ	取締役 両 角 明 子	茅野市ちの3502-1
辰 野 快		茅野市塚原1-3-22
竹 村 満		静岡県富士市鈴川中町15-31
上 田 芳 晴		茅野市玉川4143-5
永 田 博		茅野市塚原2-5-5
中 込 晴 夫		茅野市仲町15-1
中 込 黎 子		茅野市仲町15-1
伊 藤 武三郎		茅野市塚原1-8-3
小 川 清		茅野市塚原1-8-41
原 ツネ子		茅野市ちの967-24

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

氏 名 (名 称)	代表者の氏名(法人の場合)	住 所
(有)大社煎餅	代表取締役 佐々木 文 男	諏訪市諏訪1-6-1
東 城 勇		諏訪市諏訪1-5-24
(株)ベルビア	代表取締役 岡 島 隆	茅野市ちの3502-1
五 味 秀 夫		茅野市ちの3038
柳 沢 芳 幸		茅野市仲町4-17
五 味 壽 一		茅野市宮川5704-1
田 中 宏		茅野市宮川4508-7
(有)ケイタリングタカトー	代表取締役 高 藤 良 夫	茅野市宮川4833-27
(株)マルキ正札屋	代表取締役 柿 澤 照 紀	茅野市ちの3043-1
(有)カジュアル屋	代表取締役 中 村 光 利	諏訪郡下諏訪町575-1
(有)ヤジマ薬局	代表取締役 矢 島 建 紀	茅野市ちの3502-1
(有)金子靴鞆店	代表取締役 金 子 保 弘	茅野市ちの3045
(有)塩崎製パン	代表取締役 塩 崎 和 彦	諏訪郡富士見町富士見3302
ナイトクロージング(株)	代表取締役 内 藤 栄 造	山梨県中巨摩郡田富町流通団地2-5-3
(有)白鳥ドライクリーニング工場	代表取締役 若御子 邦 昌	茅野市ちの583

諏訪バス(株)	代表取締役 瀧澤 徹	諏訪市赤羽根3-22
(株)ゼーブル	代表取締役 藤森 郁芳	茅野市ちの3502-1
(有)イナエ	代表取締役 佐藤 和夫	茅野市ちの3502-1
(有)シナノヤ	代表取締役 牛山 修一	茅野市ちの3550-29

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名(法人の場合)	住所
(有)大社煎餅	代表取締役 佐々木 文男	諏訪市諏訪1-6-1
東城 勇		諏訪市諏訪1-5-24
五味 壽一		茅野市宮川5704-1
田中 宏		茅野市宮川4508-7
(有)ケイタリングタカト	代表取締役 高藤 良夫	茅野市宮川4833-27
(株)マルキ正札屋	代表取締役 柿澤 照紀	茅野市ちの3043-1
(有)カジュアル屋	代表取締役 中村 光利	諏訪郡下諏訪町575-1
(有)ヤジマ薬局	代表取締役 矢島 建紀	茅野市ちの3502-1
(有)金子靴靴店	代表取締役 金子 保弘	茅野市ちの3045
(有)塩崎製パン	代表取締役 塩崎 和彦	諏訪郡富士見町富士見3302
ナイトクロージング(株)	代表取締役 内藤 栄造	山梨県中巨摩郡田富町流通団地2-5-3
寺島 加代子		茅野市金沢下原山2939-239
斉藤 浩平		茅野市ちの3379
倉田 啓二		飯田市上郷黒田1088-1
(有)シナノヤ	代表取締役 牛山 修一	茅野市ちの3550-29
(有)詩仙堂	代表取締役 田中 均	山口県岩国市麻里布町1-3-15
(有)MKボーテ	代表取締役 守屋 佳子	茅野市ちの3119
(株)マルタ	代表取締役 宮下 晃	飯田市座光寺4601-1
村上ちよ子		茅野市湖東6041-イ
(株)ICI石井スポーツ	代表取締役 横田 正利	東京都新宿区高田3-6-8
(株)店舗情報	代表取締役 北原 美智子	茅野市ちの3241-1
坂本 健二		山梨県甲府市小瀬町102-8-402
(有)ウイズ	代表取締役 石井 すみゑ	山梨県東代郡石和町222-133
(有)スタジオM2	代表取締役 両角 友男	茅野市玉川5253

4 変更した年月日

平成16年3月23日

5 届出年月日

平成16年3月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成16年4月22日から平成16年8月23日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年4月22日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ときめきの街

上伊那郡辰野町中央606-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)三公グローバル

岡谷市長地権現町4-4-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(有)くすりのウチダ	午前10時	午後8時
兼松コミュニケーションズ(株)		
(有)花サン		
(株)主婦の店スーパーマーケット エマ		
(株)三公商事		
(有)北野屋靴店		
(有)米山商店		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(有)くすりのウチダ	午前10時	午後9時
兼松コミュニケーションズ(株)		
(有)花サン		
(株)主婦の店スーパーマーケット エマ		
(株)三公商事		
(有)北野屋靴店		
(有)米山商店		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1	24時間	午前9時30分から 午後11時30分まで
2		
3		
4		
5		
6		
7		

4 変更する年月日

平成16年4月19日

5 届出年月日

平成16年4月5日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成16年4月22日から平成16年8月23日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年4月22日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

諏訪ステーションパーク1

諏訪市沖田町13-6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)十字屋

東京都台東区柳橋2-20-11

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)セキド	午前10時	午後8時
(株)ライトオン		午後9時
(株)モンベル		
(株)チョダ		午後8時
(有)稲垣		
(株)アルファー		
(株)サン. ヌーベル		
中村漆器産業(株)		
アイ. ティー. テレコム(株)		
(株)ハニーズ		午後9時
(株)文教堂		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)セキド	午前10時	午後8時
(株)ライトオン		午後9時
(株)モンベル		
(株)チョダ		午後8時
(有)稲垣		
(株)アルファー		
(株)サン. ヌーベル		
中村漆器産業(株)		
アイ. ティー. テレコム(株)		
(株)ハニーズ		午後9時
(株)文教堂		午後10時

- 4 変更する年月日
平成16年4月10日
- 5 届出年月日
平成16年4月7日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成16年4月22日から平成16年8月23日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年4月22日

長野県知事 田中康夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量
一般事務用パーソナルコンピュータ37台
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
平成16年6月1日から平成17年3月31日まで
 - (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
 - (5) 入札方法
1月当たりの貸借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局
電話 026(235)7132
- 4 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年5月6日(木) 午前10時から
イ 場所 長野県庁西庁舎 304号会議室
 - (3) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (4) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

産業活性化・雇用創出推進局

公告

県営白狐堰地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成16年4月22日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地改良事業の名称
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成14年10月17日
- 3 工事の完了年月日
平成16年3月1日

土地改良課

公告

南佐久郡南相木村による上野地区の土地改良事業計画変更協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年4月22日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

- 1 縦覧に供する書類
(1) 条例の写し
(2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年4月23日から平成16年5月26日まで
- 3 縦覧の場所
南佐久郡南相木村役場

土地改良課

公告

須坂市による河東地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年4月22日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

- 1 縦覧に供する書類
(1) 条例の写し
(2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年4月23日から5月26日まで
- 3 縦覧の場所
須坂市役所

土地改良課

公告

千曲市による生萱正徳地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年4月22日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

- 1 縦覧に供する書類
(1) 条例の写し
(2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年4月23日から5月26日まで
- 3 縦覧の場所
千曲市役所

土地改良課

公告

千曲市による大田原地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年4月22日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

- 1 縦覧に供する書類
(1) 条例の写し
(2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年4月23日から5月26日まで
- 3 縦覧の場所
千曲市役所

土地改良課

公告

千曲市による漆原地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年4月22日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

- 1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年4月23日から5月26日まで
- 3 縦覧の場所
千曲市役所

土地改良課

公告

平成16年4月13日、飯山市による上境地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成16年4月22日

長野県北信地方事務所長 松尾仁雄

土地改良課

公告

立科土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年4月22日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

理事

新任

氏名	住所
関克衛	北佐久郡立科町大字山部433番地

退任

氏名	住所
小林昌知	北佐久郡立科町大字山部824番地1

土地改良課

公告

長野県小渋川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年4月22日

長野県下伊那地方事務所長 田野尻 正

理事

新任

氏名	住所
竹村正人	下伊那郡松川町生田382番地2
片桐信夫	下伊那郡豊丘村大字神稲3757番地
原安美	下伊那郡豊丘村大字神稲7823番地
松澤茂	下伊那郡喬木村4782番地
池上考司	下伊那郡喬木村6280番地
桑原哲夫	下伊那郡喬木村15517番地2
丸山芳兼	下伊那郡喬木村16479番地

重任

氏名	住所
市澤和明	下伊那郡豊丘村大字河野2992番地

唐澤忠良	下伊那郡豊丘村大字河野657番地
福澤壽雄	下伊那郡豊丘村大字神稲1131番地
栗澤直人	下伊那郡豊丘村大字神稲7235番地
片桐貞夫	下伊那郡豊丘村大字神稲10155番地3
下岡正寿	下伊那郡喬木村1141番地
片桐與一	飯田市下久堅下虎岩80番地1
齊藤喜茂	飯田市下久堅知久平795番地

退任

氏名	住所
北林義人	下伊那郡松川町生田356番地
福澤秀一	下伊那郡豊丘村大字神稲295番地
桐生正儀	下伊那郡豊丘村大字神稲3680番地
福澤勝美	下伊那郡豊丘村大字神稲8055番地
大平喜啓	下伊那郡喬木村1515番地2
宮下實男	下伊那郡喬木村8531番地2
吉川國策	下伊那郡喬木村15391番地2
横前昇	下伊那郡喬木村16300番地1
平沢與一	飯田市下久堅下虎岩2646番地
知久甫	下伊那郡喬木村7385番地1

監事

新任

氏名	住所
池田祥明	下伊那郡豊丘村大字神稲1363番地
知久甫	下伊那郡喬木村7385番地1

重任

氏名	住所
吉川貞	飯田市下久堅下虎岩493番地

退任

氏名	住所
福澤保實	下伊那郡豊丘村大字神稲1016番地
福澤益人	下伊那郡喬木村15415番地6

土地改良課

公告

南安曇郡穂高町橋爪土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年4月22日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

理事

重任

氏名	住所
胡桃節平	南安曇郡穂高町大字有明4613番地9
胡桃幸久	南安曇郡穂高町大字有明4908番地1
三枝一夫	南安曇郡穂高町大字有明4821番地
平林靖雄	南安曇郡穂高町大字有明4823番地4
小野雅敏	南安曇郡穂高町大字有明4827番地

監事

新任

氏名	住所
二木卓郎	南安曇郡穂高町大字穂高4536番地

重任

氏名	住所
徳竹 幸次郎	南安曇郡穂高町大字穂高4899番地
退任	
氏名	住所
等々力 通夫	南安曇郡穂高町大字穂高2531番地

土地改良課

公告

南安曇郡豊科町外2町重光堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年 4月22日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

理事

新任

氏名	住所
浅川 久訓	南安曇郡豊科町大字南穂高5206番地
浅川 一美	南安曇郡豊科町大字南穂高5171番地
小林 今朝泰	南安曇郡豊科町大字南穂高5386番地 2
山崎 善嗣	南安曇郡豊科町大字南穂高6631番地 8
望月 春生	南安曇郡穂高町大字穂高1945番地 1

退任

氏名	住所
山田 峯生	南安曇郡豊科町大字南穂高6704番地 1
山崎 弘義	南安曇郡豊科町大字南穂高5120番地
山崎 宣泰	南安曇郡豊科町大字南穂高5218番地
白坂 昌博	南安曇郡豊科町大字南穂高5421番地 1
丸山 訓充	南安曇郡穂高町大字穂高2069番地 3

監事

新任

氏名	住所
山田 四郎	南安曇郡豊科町大字南穂高5204番地
小林 長茂	南安曇郡豊科町大字南穂高5141番地

退任

氏名	住所
丸山 孝韶	南安曇郡豊科町大字南穂高5445番地
等々力 重三	南安曇郡豊科町大字南穂高5032番地 5

土地改良課

公告

南安曇郡穂高町等々力土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年 4月22日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

理事

重任

氏名	住所
望月 茂蔵	南安曇郡穂高町大字穂高2714番地
望月 茂治	南安曇郡穂高町大字穂高4024番地
望月 貞子	南安曇郡穂高町大字穂高4221番地

松本 一男	南安曇郡穂高町大字穂高8594番地 2
望月 雄一郎	南安曇郡穂高町大字穂高2748番地
小林 章吉	南安曇郡穂高町大字穂高4484番地
高山 勝	南安曇郡穂高町大字穂高4502番地
須沢 美恵子	南安曇郡穂高町大字穂高3171番地

監事

新任

氏名	住所
等々力 進	南安曇郡穂高町大字穂高3108番地

重任

氏名	住所
宇留賀 正志	南安曇郡穂高町大字穂高4236番地

退任

氏名	住所
島田 謹寿	南安曇郡穂高町大字穂高2909番地

土地改良課

公告

高瀬川右岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年 4月22日

長野県北安曇地方事務所長 宮坂 正 巳

理事

新任

氏名	住所
降旗 豊美	大町市大字常盤5333番地 1
平林 潤郎	北安曇郡松川村7039番地
栗林 郁人	大町市大字常盤3807番地 2
平出 優一	大町市大字常盤1622番地 1
清水 幸人	大町市大字常盤6421番地
川水 選	大町市大字常盤783番地
種山 喜代文	北安曇郡松川村2051番地 28
藤巻 佳人	大町市大字常盤4769番地イ号 1
榛葉 繁	北安曇郡松川村4030番地

重任

氏名	住所
奥原 初雄	大町市大字常盤5174番地イ号
遠藤 久雄	北安曇郡松川村2801番地 8
山下 昇一	大町市大字常盤1995番地の 1
高山 邦夫	北安曇郡松川村5900番地
和田 佳明	北安曇郡松川村1769番地
北澤 利雄	大町市大字常盤4569番地
奥原 和儀	北安曇郡松川村5781番地の 1
平林 廣高	北安曇郡松川村979番地
尾曾 正治	北安曇郡松川村473番地

退任

氏名	住所
清水 有人	大町市大字常盤3967番地
清水 敬雄	大町市大字常盤6013番地
大日方 喜房	北安曇郡松川村5721番地の 285
平林 正雄	北安曇郡松川村2457番地

西山益雄 大町市大字常盤579番地
 市川文雄 大町市大字常盤3176番地
 齋澤政幸 大町市大字常盤422番地2
 荒井質次 大町市大字常盤1229番地2
 東方利男 大町市大字常盤3621番地8

監事

新任

氏名	住所
太田一光	大町市大字常盤2311番地
柳沢康夫	北安曇郡松川村7066番地
平林吉夫	北安曇郡松川村5728番地37
伊藤昭	大町市大字常盤5803番地28
丸山友昭	北安曇郡松川村889番地

重任

氏名	住所
南澤辰雄	大町市大字常盤4452番地

退任

氏名	住所
平林潤郎	北安曇郡松川村7039番地
栗林郁人	大町市大字常盤3807番地2
南澤芳昭	大町市大字常盤5802番地1
鈴木史之	北安曇郡松川村2057番地1

土地改良課

公告

長野市信更町鹿ノ入土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年 4月22日

長野県長野地方事務所長 金井 範 夫

理事

新任

氏名	住所
北田 請 一	長野市信更町水ノ田491番地
柴田 清 士	長野市信更町上尾2223番地 7
清水 孝 一	長野市信更町水ノ田1562番地
中島 瑞 隆	長野市信更町水ノ田2919番地
宮沢 正 晴	長野市信更町水ノ田1586番地
吉沢 文 男	長野市信更町水ノ田497番地
小出 一 雄	長野市信更町水ノ田2429番地

重任

氏名	住所
朝田 正 一	長野市信更町水ノ田3161番地

退任

氏名	住所
石坂 松 重	長野市信更町水ノ田1010番地
水熊 忠 則	長野市信更町今泉2692番地
内山 晴 市	長野市信更町水ノ田1539番地
中島 睦 人	長野市信更町水ノ田3107番地
小出 宇 市	長野市信更町水ノ田2434番地
小出 晃 庸	長野市信更町水ノ田1602番地
石坂 勝 芳	長野市信更町水ノ田1012番地

監事

新任

氏名	住所
河合 恒 幸	長野市信更町水ノ田2945番地
小出 晃 庸	長野市信更町水ノ田1602番地
石坂 義 雄	長野市信更町水ノ田1000番地

退任

氏名	住所
富田 徳 衛	長野市信更町水ノ田3005番地
内山 幸 徳	長野市信更町水ノ田1558番地
北田 増 雄	長野市信更町水ノ田491番地

土地改良課

公告

長野県中野土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年 4月22日

長野県北信地方事務所長 松尾 仁 雄

理事

新任

氏名	住所
青木 一	中野市大字三ツ和1712番地

退任

氏名	住所
綿貫 隆 夫	中野市三好町二丁目 4 番21号

土地改良課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年 4月22日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木 良 知

- 1(1) 許可番号 平成15年 8月 7日
長野県上伊那地方事務所指令15上伊地建第30- 2号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
駒ヶ根市経塚15736-112の内、赤須町15858- 1の内、15858- 5の内、15892- 7の内、赤穂15828- 2の内、15907- 3の内、15929- 1の内、15929- 2の内、15930- 1の内、15930- 3の内、15931- 1の内、15931- 2の内、15932- 1の内、15932- 3の内、15934- 2の内、15935- 2の内、15936- 3の内、15940- 4の内、15941- 1の内、15941- 2の内、15941- 6の内、15942- 1の内、15942- 2の内、15942- 4の内、15943- 1の内、15943- 2の内、15943- 4の内、15944- 1の内、15944- 2の内、15944- 3の内、15945- 1の内、15945- 2の内、15946の内、15947- 1の内、15947- 2の内、15948- 1の内、15948- 2の内、15949の内、15950- 1の内、15950- 2の内、15951- 1の内、15951- 3の内、15952の内、15953- 1の内、15953- 2の内、15954- 1の内、15955- 1の内、15955- 2の内、15955- 5の内、15956- 1の内、15957- 1の内、15958- 2の内、15961- 3の内、16058-

1の内、16059-1の内、16060-1の内、16060-3の内、16061-1の内、16062-4の内、16063-1の内、16063-2の内、16063-4の内、16065-1の内、16066-1の内、16067-1の内、16067-2の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1
株式会社ケーヨー 代表取締役社長 林 武夫

建築管理課

- 3(1) 許可番号 平成15年10月16日 長野県指令15建第1-18号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南安曇郡豊科町大字豊科2947-7、2949-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市川中島町上氷飽1047-1 メゾンドフルール203
山田 茂

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年 4月22日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

- 1(1) 許可番号 平成16年 2月24日 長野県指令15建第1-24号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南安曇郡豊科町大字南穂高6263-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都葛飾区東新小岩1-1-1-502
渡辺 武彦、渡辺 好枝
- 2(1) 許可番号 平成16年 2月3日 長野県指令15建第1-25号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南安曇郡豊科町大字高家5812-1、5812-5
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南安曇郡三郷村大字明盛415-1 伊藤 久典

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習及び第11条の6第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施します。

平成16年 4月22日

長野県公安委員会

1 実施日時及び場所

区 分	実施 期 日	時 間	場 所
警備員指導教育責任者講習	平成16年 5月31日(月)から 6月4日(金)まで	午前9時から 午後5時まで	長野市若里3丁目22番2号 長野市若里市民文化ホール 電話026-223-2223
機械警備業務管理者講習	平成16年 5月26日(水)から 5月28日(金)まで	同 上	同 上

2 講習予定人員

- (1) 警備員指導教育責任者講習 60名程度
- (2) 機械警備業務管理者講習 40名程度
- 3 受講対象者（警備員指導教育責任者講習に限ります。）
次のいずれかに該当する者
 - (1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者
 - (3) 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事している者

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年 4月22日

長野地方事務所長 金井 範 夫

- 1(1) 許可番号 平成15年10月17日 長野県指令15建第2-7号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字福島字東畑601-1、601-5
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市墨坂南5-1-16 北原 正之・北原 久美子
- 2(1) 許可番号 平成8年7月16日 長野県指令8建第9-2号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字日滝字梨木原1238-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字日滝1238-2 竹前 稀市

建築管理課

4 受講の手続

(1) 受講の申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書又は機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの顔写真）をはって、住所地を管轄する警察署（県外に住所を有する者にあつては、長野県内の最寄りの警察署）に申し込んでください。

なお、警備員指導教育責任者講習を受けようとする者は、3に該当する旨を証明する次のいずれかの書類2通を申込書に添付してください。

ア 3の(1)に該当する者については、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 3の(2)に該当する者については、検定規則第1条第2項に規定する1級の検定に係る合格証の写し

ウ 3の(3)に該当する者については、検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(2) 申込みの受付期限

警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の受付期限は、平成16年5月14日（金）までとします。

なお、講習予定人員に達した場合は、申込受付期限内であっても受付を締め切ることがあります。

(3) 手数料

警備員指導教育責任者講習にあつては3万7,000円、機械警備業務管理者講習にあつては3万8,000円を長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付してください。

5 その他

(1) 本講習は、社団法人長野県警備業協会（長野市中御所1丁目5番1号）に委託して実施します。

(2) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(3) 受講についての問い合わせ及び申込書の請求は、最寄りの警察署生活安全課又は生活安全刑事課に行ってください。

生活安全企画課

正 誤

平成16年4月15日付け目次中

ページ 行 誤 正

1 下から7 (土地改良課) (農村整備課)

平成16年4月15日付け長野県規則第23号「災害救助法施行細則の一部を改正する規則」中

ページ 行 誤 正

2 上から4 第23号 第26号